

## 【表紙】

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 【提出書類】                  | 有価証券届出書   |
| 【提出先】                   | 関東財務局長  |
| 【提出日】                   | 平成22年8月13日  |
| 【会社名】                   | 山一電機株式会社  |
| 【英訳名】                   | YAMAICHI ELECTRONICS CO.,LTD.                         |
| 【代表者の役職氏名】              | 代表取締役社長 織田 俊司   |
| 【本店の所在の場所】              | 東京都大田区中馬込三丁目28番7号                                     |
| 【電話番号】                  | (03)3778-6111(大代表)                                    |
| 【事務連絡者氏名】               | 取締役 経理部長 加藤 勝市  |
| 【最寄りの連絡場所】              | 東京都大田区中馬込三丁目28番7号                                     |
| 【電話番号】                  | (03)3778-6111(大代表)                                    |
| 【事務連絡者氏名】               | 取締役 経理部長 加藤 勝市  |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】      | 一般募集 1,128,000,000円<br>オーバーアロットメントによる売出し 179,100,000円 |

(注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成22年8月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。  
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成22年8月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数        | 内容                                    |
|------|------------|---------------------------------------|
| 普通株式 | 4,000,000株 | 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式<br>単元株式数 100株 |

(注) 1. 平成22年8月13日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、平成22年8月13日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数2,438,600株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数1,561,400株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「一般募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
3. 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 一般募集とは別に、平成22年8月13日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。
5. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

平成22年8月23日(月)から平成22年8月26日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### （1）【募集の方法】

| 区分          |         | 発行数        | 発行価額の総額（円）    | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|---------|------------|---------------|-------------|
| 株主割当        |         | -          | -             | -           |
| その他の者に対する割当 |         | -          | -             | -           |
| 一般募集        | 新株式発行   | 2,438,600株 | 687,685,200   | 0           |
|             | 自己株式の処分 | 1,561,400株 | 440,314,800   | -           |
| 計（総発行株式）    |         | 4,000,000株 | 1,128,000,000 | 0           |

- （注）1．全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2．発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4．発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成22年8月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。なお、当該終値を基準とした場合、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額（払込金額の総額）が処分自己株式の帳簿価額を下回り、上記(注)3．に記載の資本金等増加限度額が0円となるため、資本組入額の総額につきましても見込額を0円としております。

## (2)【募集の条件】

| 発行価格(円)  | 発行価額(円)       | 資本組入額(円)    | 申込株数単位 | 申込期間                                      | 申込証拠金(円)        | 払込期日                  |
|--|---------------|-------------|--------|---|-----------------|-----------------------|
| 未定<br>(注)1.2.<br>発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。 | 未定<br>(注)1.2. | 未定<br>(注)1. | 100株   | 自平成22年8月27日(金)<br>至平成22年8月30日(月)<br>(注)3. | 1株につき発行価格と同一の金額 | 平成22年9月2日(木)<br>(注)3. |

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成22年8月23日(月)から平成22年8月26日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.yamaichi.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年8月20日(金)から平成22年8月26日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成22年8月23日(月)から平成22年8月26日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成22年8月23日(月)の場合、申込期間は「自平成22年8月24日(火)至平成22年8月25日(水)」、払込期日は「平成22年8月30日(月)」

発行価格等決定日が平成22年8月24日(火)の場合、申込期間は「自平成22年8月25日(水)至平成22年8月26日(木)」、払込期日は「平成22年8月31日(火)」

発行価格等決定日が平成22年8月25日(水)の場合、申込期間は「自平成22年8月26日(木)至平成22年8月27日(金)」、払込期日は「平成22年9月1日(水)」

発行価格等決定日が平成22年8月26日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。
7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成22年8月23日(月)の場合、受渡期日は「平成22年8月31日(火)」

発行価格等決定日が平成22年8月24日(火)の場合、受渡期日は「平成22年9月1日(水)」

発行価格等決定日が平成22年8月25日(水)の場合、受渡期日は「平成22年9月2日(木)」

発行価格等決定日が平成22年8月26日(木)の場合、受渡期日は「平成22年9月3日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

| 店名              | 所在地             |
|-----------------|-----------------|
| 株式会社三井住友銀行 大森支店 | 東京都大田区山王二丁目3番4号 |

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称     | 住所                | 引受株式数      | 引受けの条件  |
|----------------|-------------------|------------|---|
| 野村證券株式会社       | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  | 2,800,000株 | 1. 買取引受けによります。<br>2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。<br>3. 引受手数料は支払われません。<br>ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| 日興コーディアル証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 800,000株   |   |
| みずほ証券株式会社      | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 400,000株   |   |
| 計              |                   | 4,000,000株 |   |

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円）    | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）    |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,128,000,000 | 10,000,000   | 1,118,000,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成22年8月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

##### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,118,000,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限168,200,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,286,200,000円について、全額をプライコンマイクロエレクトロニクスINC.や山一電子(深?) 有限公司等の子会社への貸付金に充当する予定であります。子会社への貸付金については、主に太陽電池モジュール用ジャンクションボックス及びコネクタ製品の製造を中心としたP Vソリューション事業における生産設備増強資金、並びに民生・通信・車載用コネクタ製品の製造を中心としたコネクタソリューション事業における生産設備の自動化・工程合理化のための設備資金に充当する予定であります。また、支払時期については、平成23年3月期中及び平成24年3月期中を予定しております。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 種類   | 売出数      | 売出価額の総額（円）  | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称      |
|------|----------|-------------|------------------------------|
| 普通株式 | 600,000株 | 179,100,000 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号<br>野村證券株式会社 |

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.yamaichi.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3. 売出価額の総額は、平成22年8月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 売出価格（円）      | 申込期間   | 申込単位 | 申込証拠金（円）                | 申込受付場所                     | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|--------------|--|------|-------------------------|----------------------------|----------------|----------|
| 未定<br>(注) 1. | 自 平成22年8月27日(金)<br>至 平成22年8月30日(月)<br>(注) 1. | 100株 | 1株につき<br>売出価格と<br>同一の金額 | 野村證券株式<br>会社の本店及<br>び全国各支店 |                |          |

(注) 1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

## 2. 株式の受渡期日は、平成22年9月3日(金) ( ) であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

## 3. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

## 4. 申込証拠金には、利息をつけません。

## 5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、600,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成22年8月13日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成22年9月27日（月）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1．

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成22年9月16日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2．）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。



（注）１．本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 600,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成22年9月24日（金）
- (6) 払込期日 平成22年9月27日（月）
- (7) 申込株数単位 100株

２．シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成22年8月23日（月）の場合、「平成22年8月26日（木）から平成22年9月16日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成22年8月24日（火）の場合、「平成22年8月27日（金）から平成22年9月16日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成22年8月25日（水）の場合、「平成22年8月28日（土）から平成22年9月16日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成22年8月26日（木）の場合、「平成22年8月31日（火）から平成22年9月16日（木）までの間」

となります。

## ２ ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社の社章  を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

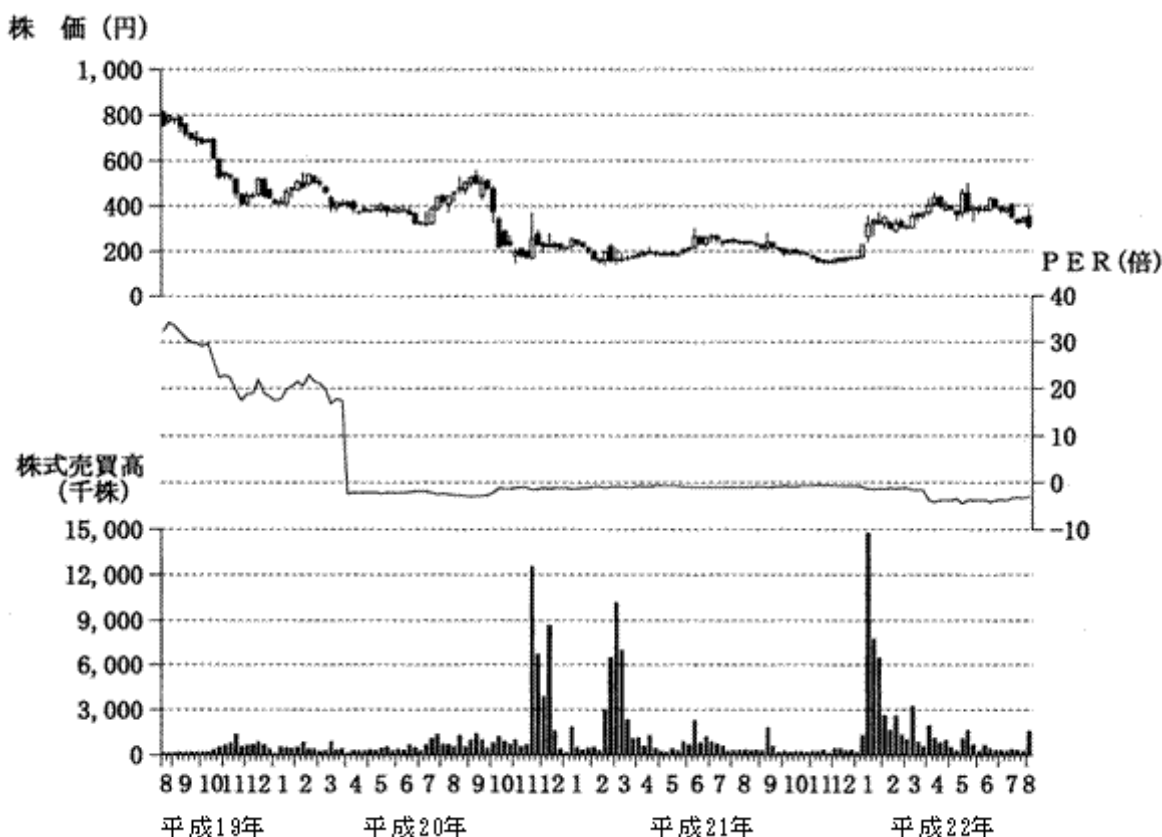
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう、以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.yamaichi.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

## 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成19年8月13日から平成22年8月6日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



(注) 1 . ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 . P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

平成19年8月13日から平成20年3月31日については、平成19年3月期有価証券報告書の平成19年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成20年4月1日から平成21年3月31日については、平成20年3月期有価証券報告書の平成20年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成21年4月1日から平成22年3月31日については、平成21年3月期有価証券報告書の平成21年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成22年4月1日から平成22年8月6日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

(平成20年3月期、平成21年3月期及び平成22年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成22年2月13日から平成22年8月6日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

| 提出者（大量保有者）の氏名又は名称 | 報告義務発生日    | 提出日        | 区分             | 保有株券等の総数（株） | 株券等保有割合（％） |
|-------------------|------------|------------|----------------|-------------|------------|
| 山中一孝              | 平成21年6月25日 | 平成22年2月17日 | 変更報告書          | 363,600     | 1.77       |
| 有限会社ワイプロスパー       |            |            |                | 756,500     | 3.68       |
| 山中一孝              | 平成22年2月10日 | 平成22年2月17日 | 変更報告書          | 363,600     | 1.77       |
| 有限会社ワイプロスパー       |            |            |                | 756,500     | 3.68       |
| 山中一孝              | 平成21年6月25日 | 平成22年2月18日 | 訂正報告書<br>(注)2. | -           | -          |
| 有限会社ワイプロスパー       |            |            |                | -           | -          |
| 山中一孝              | 平成22年2月10日 | 平成22年2月18日 | 訂正報告書<br>(注)2. | -           | -          |
| 有限会社ワイプロスパー       |            |            |                | -           | -          |
| 山中一孝              | 平成21年6月25日 | 平成22年2月18日 | 変更報告書          | 499,000     | 2.43       |
| 有限会社ワイプロスパー       |            |            |                | 841,500     | 4.10       |
| 山中一孝              | 平成22年2月10日 | 平成22年2月18日 | 変更報告書          | 363,600     | 1.77       |
| 有限会社ワイプロスパー       |            |            |                | 756,500     | 3.68       |
| 山中一孝              | 平成22年2月23日 | 平成22年3月1日  | 変更報告書          | 153,600     | 0.75       |
| 有限会社ワイプロスパー       |            |            |                | 756,500     | 3.68       |

(注)1. 山中一孝及び有限会社ワイプロスパーは共同保有者であります。

2. 当該訂正報告書は、平成22年2月17日付で提出された大量保有報告書の変更報告書の取り下げに係るものであります。

3. 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年8月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年8月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第55期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成22年8月13日）現在以下のとおりとなっております。

## 重要な設備の新設

| 会社名<br>事業所名                        | 所在地              | セグメントの名称                                       | 設備の内容  | 投資予定金額     |              | 資金調達<br>方法     | 着手及び完了予定年月 |         | 完成後の<br>増加能力 |
|------------------------------------|------------------|--|--|------------|--------------|----------------|------------|---------|--------------|
|                                    |                  |  |  | 総額<br>(千円) | 既支払額<br>(千円) |                | 着手         | 完了      |              |
| 山一電機(株)<br>本社                      | 東京都大田区           | コネクタソリューション事業、P Vソリユーション事業、テストソリューション事業及び光関連事業 | コネクタソリューション事業製品、P Vソリユーション事業製品、テストソリューション事業製品及び光関連事業製品生産設備 | 344,830    | 6,060        | 自己資金及び借入金      | 平成22年4月    | 平成23年3月 |              |
| 山一電機(株)<br>佐倉事業所                   | 千葉県佐倉市           | コネクタソリューション事業、P Vソリユーション事業及びテストソリューション事業       | コネクタソリューション事業製品、P Vソリユーション事業製品及びテストソリューション事業製品生産設備         | 1,411,439  | 188,355      | 自己資金及び借入金      | 平成22年4月    | 平成23年3月 |              |
| 光伸光学工業(株)                          | 神奈川県秦野市          | 光関連事業  | 光関連製品生産設備  | 247,200    | 10,374       | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成22年4月    | 平成24年3月 |              |
| 山一電子(深?)有限公司                       | 中国深?市            | コネクタソリューション事業及びP Vソリユーション事業                    | コネクタソリューション事業製品及びP Vソリユーション事業製品生産設備                        | 1,076,418  | 109,290      | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成22年4月    | 平成24年3月 |              |
| ブライコンマイクロエレクトロニクスINC.              | フィリピンラグナ州        | テストソリューション事業、コネクタソリューション事業、P Vソリユーション事業及びEMS事業 | テストソリューション事業製品、コネクタソリューション事業製品、P Vソリユーション事業製品及びプリント基板生産設備  | 920,409    | 53,465       | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成22年4月    | 平成24年3月 |              |
| 亜洲山一電機工業(株)                        | 韓国チュンブクウムソン郡     | テストソリューション事業                                   | テストソリューション事業製品生産設備   | 21,330     | 10,992       | 自己資金及び借入金      | 平成22年4月    | 平成23年3月 |              |
| ヤマイチエレクトロニクスドイツランドマニュファクチャリング GmbH | ドイツフランクフルト・オーダー市 | コネクタソリューション事業、P Vソリユーション事業及びテストソリューション事業       | コネクタソリューション事業製品、P Vソリユーション事業製品及びテストソリューション事業製品生産設備         | 150,000    |              | 自己資金、借入金及び増資資金 | 平成22年9月    | 平成24年3月 |              |

(注) 1. 完成後の増加能力につきましては、当社グループは受注に基づく多品種少量生産を行っており、設備投資の増加が直ちに生産能力の増加に結びつくとは限らないため、新設設備完成後における生産能力の増加については記載しておりません。

2. 投資予定金額の既支払額は、平成22年6月末現在の金額であります。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第55期事業年度）の提出日（平成22年6月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年8月13日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年7月1日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該定時株主総会が開催された日

平成22年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、織田俊司、鶴家紀之、渡部武光、加藤勝市、村田和則及び阿部俊司の6氏を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、太田佳孝氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、日野公三氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成（個）   | 反対（個）  | 棄権（個） | 可決要件  | 決議の結果<br>（賛成の割合） |
|-------|---------|--------|-------|-------|------------------|
| 第1号議案 |         |        |       | (注) 1 | (注) 2            |
| 織田 俊司 | 92,179  | 10,238 | 0     |       | 可決（88.81%）       |
| 鶴家 紀之 | 97,903  | 4,514  | 0     |       | 可決（94.33%）       |
| 渡部 武光 | 97,845  | 4,572  | 0     |       | 可決（94.27%）       |
| 加藤 勝市 | 97,895  | 4,522  | 0     |       | 可決（94.32%）       |
| 村田 和則 | 97,891  | 4,526  | 0     |       | 可決（94.32%）       |
| 阿部 俊司 | 97,891  | 4,526  | 0     |       | 可決（94.32%）       |
| 第2号議案 |         |        |       | (注) 1 | (注) 2            |
| 太田 佳孝 | 101,105 | 1,286  | 40    |       | 可決（97.42%）       |
| 第3号議案 |         |        |       | (注) 1 | (注) 2            |
| 日野 公三 | 101,093 | 1,298  | 40    |       | 可決（97.40%）       |

(注) 1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                         |                             |                         |
|---------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第55期)          | 自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日 | 平成22年6月29日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第56期<br>第1四半期) | 自 平成22年4月1日<br>至 平成22年6月30日 | 平成22年8月11日<br>関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

山一電機株式会社

取締役会 御中監査法人 トーマツ

|                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 杉本 茂次 印 |
|----------------|-------|---------|

|                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松浦 利治 印 |
|----------------|-------|---------|

|                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小林 功幸 印 |
|----------------|-------|---------|

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## ( 追記情報 )

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は前連結会計年度448,469千円、当連結会計年度2,891,295千円の営業損失を計上し、また、前連結会計年度3,353,128千円、当連結会計年度4,721,163千円の当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、山一電機株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、山一電機株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月7日

山一電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 杉本 茂次 印 |
|--------------------|-------|---------|

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小林 功幸 印 |
|--------------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## （追記情報）

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度2,891,295千円、当第1四半期連結会計期間671,315千円の営業損失を計上し、また、前連結会計年度4,721,163千円の当期純損失、当第1四半期連結会計期間487,244千円の四半期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

山一電機株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 杉本 茂次 印 |
|--------------------|-------|---------|

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小林 功幸 印 |
|--------------------|-------|---------|

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、山一電機株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、山一電機株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月6日

山一電機株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

|                            |       |         |
|----------------------------|-------|---------|
| <u>指定有限責任社員<br/>業務執行社員</u> | 公認会計士 | 杉本 茂次 印 |
|----------------------------|-------|---------|

|                            |       |         |
|----------------------------|-------|---------|
| <u>指定有限責任社員<br/>業務執行社員</u> | 公認会計士 | 小林 功幸 印 |
|----------------------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

山一電機株式会社

取締役会 御中監査法人 トーマツ

|                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 杉本 茂次 印 |
|----------------|-------|---------|

|                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松浦 利治 印 |
|----------------|-------|---------|

|                |       |         |
|----------------|-------|---------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小林 功幸 印 |
|----------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山一電機株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## （追記情報）

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は前事業年度634,786千円、当事業年度2,467,051千円の営業損失を計上し、また、前事業年度5,052,993千円、当事業年度4,021,605千円の当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

山一電機株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 杉本 茂次 印 |
|--------------------|-------|---------|

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小林 功幸 印 |
|--------------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山一電機株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。